

生活保護法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

生活保護法施行細則等の一部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 生活保護法施行細則(昭和58年岩手県規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長(以下「局長」という。)は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(申請書)</p> <p>第4条 法第24条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による保護の開始又は変更の申請は、別に定める様式による保護申請書により行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の申請書には、保護の種類により<u>福祉に関する事務所の長の</u>指示するところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(決定通知書)</p> <p>第5条 法第24条第1項、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、別に定める様式による保護決定(変更)通知書、保護申請却下通知書又は保護停止(廃止)決定通知書によらなければならない。</p> <p>(<u>検診命令書等</u>)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長(以下「局長」という。)は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 別に定める様式による就労自立給付金支給決定調書</u></p> <p>(申請書)</p> <p>第4条 法第24条第1項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による保護の開始又は変更の申請は、別に定める様式による保護申請書により行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の申請書には、保護の種類により、<u>省令第1条第4項に規定する書類のほか、局長の</u>指示するところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(決定通知書)</p> <p>第5条 法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、別に定める様式による保護決定(変更)通知書、保護申請却下通知書又は保護停止(廃止)決定通知書によらなければならない。</p> <p><u>2 法第24条第8項に規定する書面は、別に定める様式による通知書によらなければならない。</u></p> <p>(<u>報告、調査及び検診</u>)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2 局長は、法第4条第2項に規定する扶養義務者に対し、要保護者の扶養の可否を確認するために、扶養義務の履行について照会するときは、別に定める様式による扶養照会書により行わなければならない。</u></p> <p><u>3 局長は、法第28条第2項の規定に基づき扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、別に定める様式による依頼書により行わなければならない。</u></p>

(調査の囑託等)

第7条 法第29条の規定に基づく調査の囑託は、別に定める様式により行わなければならない。

2 局長は、扶養義務者に対し、要保護者の扶養の可否を確認するために、扶養義務の履行について照会するときは、別に定める様式による扶養照会書により行わなければならない。

(保護施設廃止の報告等)

第16条 省令第7条又は第8条の規定による報告又は通知は、別に定める様式による保護施設廃止（縮小、休止）報告書又は保護施設廃止（休止）通知書により行わなければならない。

2 [略]

(医療機関等の指定申請書等)

第17条 省令第10条第1項の規定による申請は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（助産師、施術者）指定申請書により行わなければならない。

2 省令第10条の2第1項の規定による申請は、別に定める様式による生活保護法指定介護機関指定申請書により行わなければならない。

3 法第50条の2（法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による変更の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産師、施術者）名称（所在地、その他）変更届書により行わなければならない。

4 法第50条の2の規定による事業の廃止又は休止の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産師、施術者）休止（廃止）届書により行わなければならない。

5 法第50条の2の規定による事業の再開の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産師、施術者）再開届書により行わなければならない。

(資料の提供等)

第7条 局長は、法第29条第1項の規定に基づき書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めるときは、別に定める様式による調査依頼票により行わなければならない。

(保護施設廃止の報告等)

第16条 省令第7条又は第8条の規定による報告又は通知は、別に定める様式による保護施設廃止（縮小、休止）報告書又は保護施設廃止（休止）通知書により行わなければならない。

2 [略]

(医療機関等の指定申請書等)

第17条 法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定による申請は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関指定申請書により行わなければならない。

2 法第49条の3第1項の規定による更新の申請は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関指定更新申請書により行わなければならない。

3 法第54条の2第4項において準用する法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定による申請は、別に定める様式による生活保護法指定介護機関指定申請書により行わなければならない。

4 法第54条の2第2項ただし書の規定による申出は、別に定める様式による申出書により行わなければならない。

5 法第55条第2項において準用する法第49条の2第1項の規定による申請は、別に定める様式による生活保護法指定助産機関（施術機関）指定申請書により行わなければならない。

6 法第50条の2（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による変更の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産機関、施術機関）名称（所在地、その他）変更届書により行わなければならない。

7 法第50条の2の規定による事業の廃止又は休止の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産機関、施術機関）休止（廃止）届書により行わなければならない。

8 法第50条の2の規定による事業の再開の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産機関、施術機関）再開届書により行わなければならない。

<p>6 省令第14条第3項の規定による届出は、別に定める様式による<u>生活保護法指定医療機関（介護機関、助産師、施術者）処分届書</u>により行わなければならない。</p> <p>7 法第51条第1項（法第54条の2第4項及び<u>法第55条</u>において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の届出は、別に定める様式による<u>生活保護法指定医療機関（介護機関、助産師、施術者）指定辞退届書</u>により行わなければならない。</p> <p>（不服申立書）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>（提出書類の経由）</p> <p>第19条 [略]</p>	<p>9 省令第14条第3項の規定による届出は、別に定める様式による<u>生活保護法指定医療機関（介護機関、助産機関、施術機関）処分届書</u>により行わなければならない。</p> <p>10 法第51条第1項（法第54条の2第4項及び<u>第55条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の届出は、別に定める様式による<u>生活保護法指定医療機関（介護機関、助産機関、施術機関）指定辞退届書</u>により行わなければならない。</p> <p>（就労自立給付金支給申請書）</p> <p>第18条 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金（次条において「就労自立給付金」という。）の支給の申請は、別に定める様式による<u>就労自立給付金支給申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>（就労自立給付金支給決定通知書等）</p> <p>第19条 局長は、<u>法第55条の4第1項の規定に基づき就労自立給付金の支給を決定したとき、又は前条の申請を却下したときは、同条の申請をした者に対し、別に定める様式による就労自立給付金支給決定通知書又は就労自立給付金支給申請却下通知書により通知しなければならない。</u></p> <p>（不服申立書）</p> <p>第20条 [略]</p> <p>（保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出）</p> <p>第21条 法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づく申出は、別に定める様式による<u>申出書</u>により行わなければならない。</p> <p>（提出書類の経由）</p> <p>第22条 [略]</p>										
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>											
<p>（債権の管理に関する規則の一部改正）</p>											
<p>第2条 債権の管理に関する規則（昭和39年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="113 1563 798 1624">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="113 1624 798 1668">（履行延期の特約等の手続）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 1668 798 1713">第15条 [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 1713 798 1758">2 [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 1758 798 2051">3 前項の規定にかかわらず、広域振興局保健福祉環境部長、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター所長又は県北広域振興局二戸保健福祉環境センター所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により債務者が金銭の返還をしなければならない場合又は同法<u>第78条</u>の規定に基づき知事が債務者から保護費（同法第70条第1号イに規定する保護</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	（履行延期の特約等の手続）	第15条 [略]	2 [略]	3 前項の規定にかかわらず、広域振興局保健福祉環境部長、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター所長又は県北広域振興局二戸保健福祉環境センター所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により債務者が金銭の返還をしなければならない場合又は同法 <u>第78条</u> の規定に基づき知事が債務者から保護費（同法第70条第1号イに規定する保護	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="798 1563 1498 1624">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="798 1624 1498 1668">（履行延期の特約等の手続）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1668 1498 1713">第15条 [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1713 1498 1758">2 [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1758 1498 2051">3 前項の規定にかかわらず、広域振興局保健福祉環境部長、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター所長又は県北広域振興局二戸保健福祉環境センター所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により債務者が金銭の返還をしなければならない場合又は同法<u>第78条第1項若しくは第3項</u>の規定に基づき知事が債務者から保護費（同法第70条第</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	（履行延期の特約等の手続）	第15条 [略]	2 [略]	3 前項の規定にかかわらず、広域振興局保健福祉環境部長、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター所長又は県北広域振興局二戸保健福祉環境センター所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により債務者が金銭の返還をしなければならない場合又は同法 <u>第78条第1項若しくは第3項</u> の規定に基づき知事が債務者から保護費（同法第70条第
改正前											
（履行延期の特約等の手続）											
第15条 [略]											
2 [略]											
3 前項の規定にかかわらず、広域振興局保健福祉環境部長、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター所長又は県北広域振興局二戸保健福祉環境センター所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により債務者が金銭の返還をしなければならない場合又は同法 <u>第78条</u> の規定に基づき知事が債務者から保護費（同法第70条第1号イに規定する保護											
改正後											
（履行延期の特約等の手続）											
第15条 [略]											
2 [略]											
3 前項の規定にかかわらず、広域振興局保健福祉環境部長、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター所長又は県北広域振興局二戸保健福祉環境センター所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により債務者が金銭の返還をしなければならない場合又は同法 <u>第78条第1項若しくは第3項</u> の規定に基づき知事が債務者から保護費（同法第70条第											

費をいう。)の全部又は一部を徴収する場合において、債務者から履行延期申請書の提出があったときは、直ちに、当該申請書を審査し、履行延期の特約等をするかどうかを決定しなければならない。この場合においては、管財課総括課長への合議を省略することができる。

4・5 [略]

1号イに規定する保護費をいう。)若しくは就労自立給付金費(同法第73条第3号に規定する就労自立給付金費をいう。)の全部又は一部を徴収する場合において、債務者から履行延期申請書の提出があったときは、直ちに、当該申請書を審査し、履行延期の特約等をするかどうかを決定しなければならない。この場合においては、管財課総括課長への合議を省略することができる。

4・5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)

第3条 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(保健福祉環境部長等専決事項)		(保健福祉環境部長等専決事項)	
第35条 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。		第35条 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。	
事 務	専決権者 保健福祉環境部長 保健福祉環境センター 一 所 長	事 務	専決権者 保健福祉環境部長 保健福祉環境センター 一 所 長
[略]		[略]	
16 地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期の特約又は処分の決定に関すること(生活保護法第63条の規定による返還及び同法第78条の規定に基づく徴収に係るものに限る。)	[略]	16 地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期の特約又は処分の決定に関すること(生活保護法第63条の規定による返還並びに同法第78条第1項及び第3項の規定に基づく徴収に係るものに限る。)	[略]
2・3 [略]		2・3 [略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年岩手県規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(申請書)</p> <p>第4条 保護法第24条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。<u>以下同じ。</u>)の規定による支援給付の開始又は変更の申請は、別に定める様式による支援給付申請書により行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の<u>書面</u>には、支援給付の種類により<u>福祉に関する事務所の長の指示するところにより、次に掲げる書類(変更の申請にあつては、必要なものに限る。)</u>を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(決定通知書)</p> <p>第5条 保護法第24条第1項、第25条第2項及び第26条の規定による書面は、別に定める様式による支援給付決定(変更)通知書、支援給付申請却下通知書又は支援給付停止(廃止)決定通知書によらなければならない。</p> <p><u>(検診命令書等)</u></p> <p>第6条 局長は、保護法第28条の規定に基づき検診を受けるべき旨を命ずるときは、別に定める様式による検診命令書、検診料請求書及び検診書を交付しなければならない。</p> <p><u>(調査の囑託等)</u></p> <p>第7条 局長は、保護法第29条の規定に基づき調査を囑託するときは、別に定める様式による調査依頼票により行わなければならない。</p> <p>2 局長は、保護法第4条第2項に規定する扶養義務者に対し、<u>要支援者の扶養の可否を確認するために、扶養義務の履行について照会するときは、別に定める様式による扶養照会書により行わなければならない。</u></p> <p>(保護施設廃止の報告等)</p>	<p>(申請書)</p> <p>第4条 保護法第24条第1項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による支援給付の開始又は変更の申請は、別に定める様式による支援給付申請書により行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の<u>申請書</u>には、支援給付の種類により、<u>保護法第24条第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)</u>に定める書類として生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第1条第4項に規定する書類のほか、<u>局長の指示するところにより、次に掲げる書類(変更の申請にあつては、必要なものに限る。)</u>を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(決定通知書)</p> <p>第5条 保護法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)、第25条第2項及び第26条の規定による書面は、別に定める様式による支援給付決定(変更)通知書、支援給付申請却下通知書又は支援給付停止(廃止)決定通知書によらなければならない。</p> <p>2 <u>保護法第24条第8項に規定する書面は、別に定める様式による通知書によらなければならない。</u></p> <p><u>(報告、調査及び検診)</u></p> <p>第6条 局長は、保護法第28条第1項の規定に基づき検診を受けるべき旨を命ずるときは、別に定める様式による検診命令書、検診料請求書及び検診書を交付しなければならない。</p> <p>2 局長は、保護法第4条第2項に規定する扶養義務者に対し、<u>要支援者の扶養の可否を確認するために、扶養義務の履行について照会するときは、別に定める様式による扶養照会書により行わなければならない。</u></p> <p>3 局長は、保護法第28条第2項の規定に基づき扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、別に定める様式による依頼書により行わなければならない。</p> <p><u>(資料の提供等)</u></p> <p>第7条 局長は、保護法第29条第1項の規定に基づき書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めるときは、別に定める様式による調査依頼票により行わなければならない。</p> <p>(保護施設廃止の報告等)</p>
---	--

<p>第15条 保護法第40条第3項の場合における生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第7条又は第8条の規定による報告又は通知は、別に定める様式による<u>保護施設廃止(縮小、休止)報告書</u>又は<u>保護施設廃止(休止)通知書</u>により行わなければならない。</p> <p>2 [略] (不服申立書)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(提出書類の経由)</p> <p>第17条 [略]</p>	<p>第15条 保護法第40条第3項の場合における生活保護法施行規則第7条又は第8条の規定による報告又は通知は、別に定める様式による<u>保護施設廃止(縮小、休止)報告書</u>又は<u>保護施設廃止(休止)通知書</u>により行わなければならない。</p> <p>2 [略] (不服申立書)</p> <p>第16条 [略] (<u>支援給付を徴収金の納入に充てる旨の申出書</u>)</p> <p>第17条 <u>保護法第78条の2第1項の規定に基づく申出は、別に定める様式による申出書により行わなければならない。</u></p> <p>(提出書類の経由)</p> <p>第18条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 生活保護法の一部を改正する法律(平成25年法律第104号)附則第8条の申請及び生活保護法施行規則の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第57号)附則第3条の申請は、この規則の施行前においても、第1条の規定による改正後の生活保護法施行細則第17条第1項、第3項及び第5項並びに第18条に規定する別に定める様式の例により行うことができる。
- 3 第1条の規定による改正後の生活保護法施行細則及び第4条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は報告する申請書等又は報告書について適用し、同日前に提出し、又は報告した申請書等又は報告書については、なお従前の例による。
- 4 第1条の規定による改正前の生活保護法施行細則及び第4条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則に規定する別に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。